

みさきフットボールクラブ

ユニフォームのリース覚書

みさきフットボールクラブ(以下「甲」という。)

学年【 】 チーム【 】 氏名【 】 (以下「乙」という。)とは、
新ユニフォームの取扱いに関する要領に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 新ユニフォーム)

甲は、神戸市サッカー協会のリーグ戦、ならびに、甲として参加する各種大会への参加を図るため、甲の所有する新ユニフォーム(以下「ユニフォーム」という。)を、乙に対して甲から年間リースを行う。

ユニフォームのゼッケンは、甲の所有番号の中から選択するものとする。甲と乙の協議により、ゼッケンを当て布等により変更することも可能とする。

第2条 リースの期間)

乙のユニフォームのリース期間は、平成_____年_____月_____日から平成_____年_____月_____日までとする。

甲が特に必要と認めた場合は、所要の審査を行い、その期間を更新が出来るものとする。

ただし、更新出来る期間は、いかなる場合においても、卒団、または、退部までとする。

第3条 所属)

乙は、次のカテゴリーに所属するものとする。

みさきフットボールクラブ

第4条 リース料)

乙のユニフォームのリース料については、別に甲の定めるところによる。

2008 年度 決定された金額

主ユニフォーム(シャツ、パンツ)、副ユニフォーム(シャツ、パンツ)を 1 セットとして、年間リース料 ¥3,000-

ホース(ソックス)については、主・副ともに 乙が購入し所有するものとする。

※2009/6/18の定期総会において単発のリース料(¥100)は廃止となりました

第5条 損害賠償)

乙は、甲の定める次の各号の一に該当する諸規程に従わなければならない。

- 一 乙が、ユニフォームを紛失した場合
- 二 乙が、ユニフォームを修復困難な程度に破損した場合

甲は、前項に対して、乙にユニフォーム損害賠償を請求できる。

第6条 契約の終了)

この契約は、次の各号の一に該当するときは、その時をもって終了するものとする。

- 一 第2条に掲げる期間が満了したとき
- 二 甲又は乙が本契約を解除したとき
- 三 甲、乙の協議により、やむを得ない事情のため継続が困難になったと認められたとき

甲又は乙は、前項第2号により解除をしようとするときは、乙又は甲に対し原則 1 カ月前までに予告を必要とするものとする。

第7条 協議)

この契約の解釈又は運用に関して生じた疑義の解決及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成_____年_____月_____日

甲) みさきフットボールクラブ
代表 大村文彦 (印)

乙) 住所
電話番号
氏名 (印)